

# 福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2019年12月 日 No.40 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263  
E-mail [nql30048@nifty.com](mailto:nql30048@nifty.com) ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

## 内 容

12月10日 本訴第25回口頭弁論	1
【記者会見・報告集会での報告・質疑】	3
2020年度支える会定期総会	5
今後の大津地裁での裁判などの日程	6
.....	10
.....	11
2020年支える会定期総会のお知らせ、原発裁判を記事にしない各紙	12
.....	14

## 12月10日 本訴第25回口頭弁論

**原告側**

**地震の基準は原発の安全性を保障するほど成熟していない  
闇マネー事件 関電に原発の設置・運転管理の資格なし**

**関電 地震問題で反論、配管管理・MOX燃料の求釈明に回答  
来年 6月原告側証人申請、9月から証人尋問の見通し**

12月10日、福井の原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第25回口頭弁論が大津地裁で行われました。これに向けて原告側は準備書面(66)、(67)を、関電側は準備書面(48)、(49)提出し、法廷内で以下のようなやりとりが行われました。

### 【原告側準備書面の概要説明】

準備書面(66)は、東海第2原発の裁判で提出された専門家意見書をもとに、地震に関する基準は、原発の安全性を保障するほど成熟していないことや鉄道構造物の耐震設計と比較すると原発の基準は低い安全性のレベルにあることなどを指摘しています。準備書面(67)は、この間世間を驚愕させた関電の原発マネー還流事件をとりあげ、このよ

うな事件を引き起こす関電には原発を設置し、運転管理する資格はないと断じました。

法廷では、準備書面(66)を井戸弁護士が、(67)を雪谷弁護士が説明しました。

### 【関電側準備書面の概要】

関電側は、準備書面(48)、(49)を提出。(48)は、地震問題について主張した原告準備書面(58)の一部について反論したものであり、新

規制基準の安全性の考え方、ハウスメーカーの耐震基準などについて被告の考え方を主張しています。(49)は、配管の管理やMOX燃料についての原告求釈明に対する回答であり、被告代理人弁護士が概要について口頭説明しました。

### 【関電主張内容の問題点指摘】

双方の主張に関する口頭での説明が終わった後、井戸弁護士は、関電側に対して、看過できない問題として次の2点について指摘しました。

- ① 被告準備書面(48)で、原告準備書面(58)への反論として、地震に関する原告の主張を「新規制基準は相対的安全性を前提としており、原告は絶対的安全性を求めるもので失当」としているが、(58)では新規制基準の精神から導き出される「地質、地盤等については必要な調査が尽くされていること」など5つの条件を設定しているのであり、被告の主張は原告主張を曲解している。
- ② 三次元探査の必要性についての反論として、「(三次元探査は)解放基盤面の基準地震動<sup>1</sup>策定時の要求事項ではなく、入力地震設定時の要求事項であり、入力地震策定位置と同じ標高に解放基盤面が設定されている本件原発では不要」というものだが、三次元探査に係る審査ガイド11項目のうち、3項目は入力地震に関するものだが、8項目は基準地震動に係る要求項目であり、反論となっていない。

---

<sup>1</sup> 基準地震動と入力地震：基準地震動は、表層や構造物が無いものとして、仮想的に設定する面における地震動であり、入力地震波構造物での地震動。関電の主張は、3次元調査は、解放基盤面から構造物までの過程で地震動の増幅など検討するために行

この問題点指摘に対して関電は、原告側に書面で提出するよう求め、裁判長も、書面での提出を要請しました。

さらに、池田弁護士が、被告準備書面(49)のMOX燃料廃棄物の取扱いについて、求釈明の回答になっていないと次のように批判しました。

原告側の求釈明に対して被告は、「回答の必要がない」として、「MOX燃料については国の方針に従う」としているが、国の方針は空っぽで何も無い。一方で、高浜の廃炉は遠くない将来に迫っている。国の方針がないなかでどうするか決めるのは事業者の責任だ。

これに対して関電側は、請求原因を含めて書面で主張してほしいと述べました。裁判長は、請求原因は明らかになっていると思うがとしつつ、記録を残すという点から書面での提出を求め、原告側もこれに同意しました。

### 【次回の主張予定、日程など】

次回の主張予定について、原告側は、①高浜の地盤問題についての再反論、②クレーン倒壊問題、③放射性廃棄物などについての主張を行い、次回には主張を完結したいとしました。関電側は、津波について主張した原告準備書面(59)についての反論、本日の原告準備書面(66)について反論の必要性を含めて検討、さらに次回の原告側主張についての反論を次回以降2~3回、反論の機会がほしいと述べました。

次回期日は、来年3月10日(火)14:30からとされました。

法廷でのやり取り終了後、記者会見、報告集会を行いました。

うものであるが、解放基盤面に構造物が設置されているため、不要というもの。これに対して原告側は、審査ガイドでは、解放基盤面における基準地震動検討のためにも3次元調査が必要であるとされていることを指摘。

## 【記者会見・報告集会での報告・質疑】

### ◆進行協議の内容について◆

記者会集会では冒頭、口頭弁論が始まる前に裁判所と双方の代理人とで行われた進行協議の内容が報告されました、まず、西岡裁判長と主任裁判官は 3 月で異動する予定であり、できれば主張を終えて新しい裁判官に引きつぎたいという意向であるため、原告側は次回で主張を完了し、関電にも主張を急ぐようせかしたいとされました。

また、今後の予定について、次のように来年 12 月までの日程が確認されたことが明らかにされました。

- ① 2020 年 3 月 10 日 (火) 13:30～進行協議、14:30～第 26 回口頭弁論
- ② 2020 年 6 月 4 日 (木) 14:00～16:00 第 27 回口頭弁論  
裁判長交代のため少し長めに時間を確保。  
原告側は証人申請を行い、採否決定までを求める。
- ③ 2020 年 9 月 10 日 (木) 証人尋問のため、午前午後の丸一日の時間を確保
- ④ 2020 年 12 月 10 日 (木) 証人尋問のため、午前午後の丸一日の時間を確保

### ◆主張内容について:準備書面(66)◆

井戸弁護団長は、準備書面(66)は基準地震動についての補足であるとし、準備書面のベースとした意見書などについて次のように説明しました。

意見書を書いたのは、国立研究開発法人港湾空港技術研究所地震防災研究領域長の野津厚さんという現職の公務員だ。なぜこういう人がでてきたのか、この方は、地震学会の中心にいる人ではなく汚染されていないためといえるのではないかと。

意見書の中身は、強震動学がどういうレベ



ルにあるのか、原発の安全性が確保できるのか、専門家として一般人にわかりやすく解説している。結論は、強震動学は、これまで発生してきた大規模地震を解析しながら大きく発展してきたが、これから起こる地震を予測することはできない。そういう意味で原発の安全性を確保できない、それならあらゆるシナリオを考えるべき、というものだ。

他分野の耐震設計の例として、鉄道構造物の耐震設計をとりあげた。ここでは、想定しうる範囲内で、最大規模の地震 L2 を対象とし、具体的には、マグニチュード 7.0 が直下で起こることを想定し、震動周期 0.1 秒で 4000 ガルの震動加速度を設計に用いることとされている。構造物の周期が異なるので同じレベルでの比較はできないが、関電原発はマグニチュード 5.7 で 700 ガルだ。原発の方が高い安全性をもつべきなのに、安全性のレベルは劣っている。

### ◆主張内容について:準備書面(67)◆



最近弁護団に参加した 4 人の若手弁護士  
の一人である雪谷真里奈弁護士は、準備書面

(66)について、次のように説明しました。

関電の原発マネーの還流は、びっくりするような事件だが、これを請求原因にどう結び付けていくのかという点が重要であり、弁護団会議においてもいろいろ意見が出された。

準備書面では、コンプライアンス遵守の問題、組織的対応が十分にできない問題、客観的事実を軽視し、自分に都合の良い言説に依拠し、安全性の問題を矮小化しようとしている問題、指摘を無視する姿勢などをとりあげ、準備書面では次のようにまとめた。

「金品授受問題からも見るとおり、被告の企業体質には極めて重大な問題があることは明らかである。それゆえに原発の設置、再稼働についても、不手際等の問題があるのではないかと疑わざるを得ない。

金品受領問題の根底には、事故はまず起こらないであろうという神話にとらわれて、自己の利益を最優先し、原発再稼働ありきで強引に話を進める一方、都合の悪いことは後回しにするという被告の企業体質がある。

東京電力株式会社の福島原発事故は、新潟地震の際に現れた問題を真摯に受け止めず、安全対策を見直さない姿勢が招いた事故でもあった。被告が今回の金品受領問題に表れたような姿勢を改めず、このまま原発事業を続けていけば、第2のフクシマ事故を起こす可能性が十分ある。被告は速やかに原発の運転を停止すべきである。」

#### ◆法廷で行った関電主張への批判◆

井戸弁護団長は、法廷で関電主張の問題をしてきたことについて次のように語りました。

一点目の「原告主張は、絶対的安全性を求めるもの」という関電の主張は、他の裁判でもこれを切り札にしているが、新規制基準か

らも導き出される5つの控えた主張をしているのであって「絶対的」で切り捨てることのできるものではない。

2点目の三次元探査の必要性は、審査ガイドでは11か所で述べられているが、入力地震の要求事項は3か所、残り8か所は基準地震動での要求事項だ。関電側の反論は、ずさんな主張、あるいは悪質な主張といえる。

3点目のMOX燃料の廃棄物問題は、ウラン燃料廃棄物と同じ温度になるのに300年もかかるという問題が発生している。原発の寿命が近づきつつあるのにノープランというのは無責任な話だ。

#### 【記者・参加者との主なやりとり】

Q1. 前回、地盤の図面の縦横比を問題にした主張を行ったが、これに対する回答は？

A. ない。無視されている。

Q2. 証人はいつ発表するのか？

A. 正式に決まれば今日票する。

Q3. 今日のハウスメーカーの耐震強度と原発との比較に関する関電側の説明は、ハウスメーカーはやわらかい地盤を想定、原発は固い地盤にあるということであったが反論は？

A. ハウスメーカーは全国どこでも5000ガルに対して保証しているが、原発は700ガル。この指摘に対して何ら定量的な評価を行っていない。反論になっていないという指摘になる。

Q4. MOX燃料を冷やすのに300年かかるという点については、国との交渉のなかで国の担当者から言われたことだが、この点について訂正がはいったときいているが・・・。

A. 情報<sup>2</sup>があれば提供をお願いしたい。

<sup>2</sup> 玄海プルサーマルと全基を止める裁判の会のHPに情報が掲載。

<https://saga-genkai.jimdo.com/2019/08/23/a/>

# 2020 年度支える会定期総会

次回 2020 年 3 月 10 日（火）の第 26 回口頭弁論終了後、2020 年度の支える会総会を行います。総会では以下のとおり二つの講演を行います。この講演はどなたでも無料で参加できますので、多くの方にご参加いただくようご案内します。

日時 2020 年 3 月 10 日（火）

場所 滋賀弁護士会館 4 階大会議室



滋賀弁護士会館  
JR 大津駅から徒歩 3 分

講演 16:30～18:30 裁判や記者会見の関係で時間は前後することがありますので早めにおこしください

## ①関電原発闇マネー事件と福井のとりくみ

講師 佐藤 正雄福井県議

高浜町元助役から関電幹部への 3 億 2000 万円もの闇マネーの還流は、12 月 10 日の原告側準備書面(67)で指摘したとおり、関電に原発の設置・運転管理の資格がないことを示しています。こうした闇マネーは、原発建設当時からと言われており、今回表面化したのはその一部です。立地自治体と癒着しながら進められてきた原発推進の構造にメスをいれている現地からの報告です。

## ②2019年の原発裁判と大津地裁でのたたかひの展望

講師 井戸謙一弁護士団長

2019 年も住民の訴えが退けられる判決、決定が続きましたが、大津の裁判では、絶対的安全が保障されない原発の設置運転は憲法違反であること、「社会通念」の必要最低限の要素を逆提示したこと、放射性廃棄物処理処分の展望のなさ、など攻勢的な主張を展開してきました。1 年を振り返りながら、終盤を迎えつつある大津の裁判の展望を語ってもらいます。

支える会総会は、18:30 から 19:00 に行います。

## 今後の大津地裁での裁判などの日程

2020年

3月10日(火)13:30～進行協議 14:30～第26回口頭弁論、15:30～記者会見・報告集会  
17:00～19:00 支える会定期総会

6月4日(木) 14:00～16:00 第27回口頭弁論 証人申請・採否決定  
(裁判長交代後の最初の裁判であり、長めに時間を確保)

9月10日(木) 午前、午後の丸一日 証人尋問の予定

12月10日(木) 午前、午後の丸一日 証人尋問の予定